

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路 線 名</p>	<p>松戸草加線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>三郷市高州三丁目四五九番一地 先から 同市高州三丁目四五九番一地先 まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年二月五日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成十四年六月七日付け埼玉県告示第千百二十一号における道路予定区域の供用開始である。延長九・二〇メートル。</p>